

令和3年度定期監査及び行政監査結果報告書（令和4年3月18日 4愛西市監査公表第1号）に基づいて講じた措置の内容

注意改善すべき事項等	措置の内容
<p>【総務部 総務課】</p> <p>◇決裁文書が未作成だったもの</p> <p>選挙運動用ビラ及び選挙運動運転手の負担金について、ビラは238,960円、運転手は150,000円と10万円を超えるものであったが予算執行書が作成されていなかった。</p> <p>愛西市予算決算会計規則第28条の規定により、予算を伴う事業の執行に当たっては、あらかじめ予算執行書により決裁を受けなければならないとされているため、今後は、適正な財務事務に努められたい。</p>	<p>今後の市長選挙及び市議会議員選挙において予算執行書による決裁を受けることとした。</p>
<p>【産業建設部 産業振興課】</p> <p>◇補助金の交付事務が適切でないもの</p> <p>愛西市観光協会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）により補助金を交付する場合、第5条の規定により、交付決定通知に基づき補助事業者から請求を受け交付することになっているが、要綱第1条の規定にあるように、愛西市補助金等交付規則（以下「規則」という。）により交付されるものであるため、これを念頭に補助金の交付事務を行う必要がある。</p> <p>規則では、事業完了後に補助事業者から実績報告を受け、適合するか確認したうえで交付額を確定し交付することになっている。</p> <p>また、交付額確定前の概算払又は前金払による交付は、市長が特に必要であると認めるときに可能としている。</p> <p>概算払及び前金払は、地方自治法施行令第162条及び第163条の規定による例外的な支出方法であり、債務について履行期到来前に支出することを認めるものであるが、本来、支出しようとするときは、支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び債務が確定していることを確認し、支出の公正な執行を確保しなければならない。</p> <p>このため、要綱第5条の規定は、請求を受ければ安易に交付できるものと判断すべきではないと思われるが、令和3年5月25日に支出された補助金については、理由も不明瞭なまま、前金払又は概算払とすることもなく事業完了前に交付されており、規定に反する不適切なものであると言える。</p> <p>なお、令和3年7月5日に支出された愛西市園芸農産振興及び農産物流対策事業補助金においても同様であるため、今一度、補助金の交付手続きを確認し、支出の要件及び概算払及び前金払の相違点にも留意し適正な事務に努められたい。</p>	<p>令和4年4月11日：補助金交付申請書及び概算払の理由書の提出あり。</p> <p>令和4年4月14日：補助金交付決定。</p> <p>令和4年4月25日：補助金概算払による交付。</p> <p>愛西市観光協会から、「概算払の理由書」の提出を受け、内容を精査した結果、市長が特に必要であると認める事由に該当するため、決裁の上、概算払することとし、補助金を交付することとした。</p> <p>なお、愛西市園芸農産振興及び農産物流対策事業補助金についても同様に適切な事務に努めることとした。</p>
<p>【産業建設部 土木課】</p> <p>◇決裁文書が未作成だったもの</p> <p>筆界特定事務業務委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の随意契約により580,806円で締結しているが、契約締結までの手続きの中で必要となる予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>本来、今回の契約の場合、愛西市契約規則第28条の規定により予定価格を定め、愛西市決裁規程別表第1による総務部長の決裁を受けてから見積執行、契約締結に至るべきである。</p> <p>規程及び運用ルールを確認し、今後は適正な契約事務に努められたい。</p>	<p>今後については、規定及び運用ルールをきちんと確認することにより、再発防止に努めることとした。</p>

<p>【産業建設部 土木課】</p> <p>◇補助金の交付事務が適切でないもの</p> <p>愛西市土地改良事業費補助金交付要綱により補助金を交付する場合、第10条の規定のとおり、事業完了後に請求書と報告書の提出を受け交付することになっている。</p> <p>また、市長が特別の理由があると認めた場合は、概算払請求書により事業完了前に交付することを可能としている。</p> <p>しかし、令和3年4月15日及び令和3年6月25日に支出された補助金については、概算払による交付の請求を受けているものの、市長が特別と認める理由が不明瞭なまま、事業完了前に概算払で交付されていた。</p> <p>概算払は、地方自治法施行令第162条の規定による例外的な支出方法であり、債務について履行期到来前に支出することを認めるものであるが、本来、支出しようとするときは、支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び債務が確定していることを確認し、支出の公正な執行を確保しなければならない。</p> <p>このことから、今回の支出においては、市長が必要と認める理由が不明瞭であるため、概算払の要件を具備しているとは言えず、規定に反する不適切なものであると判断する。</p> <p>今後は、支出の要件を具備していることを確認し、適正な財務事務に努められたい。</p>	<p>概算払をしなければならない理由を監査終了後の請求から記載してもらおうよう改良区に指導した。</p>
<p>【教育部 学校教育課】</p> <p>◇補助金の交付事務が適切でないもの</p> <p>愛西市学校教育事業補助金交付要綱により補助金を交付する場合、第7条の規定のとおり、事業完了後に補助事業者から提出のあった実績報告書により交付額を確定し、請求を受け補助金を交付するのが通常である。</p> <p>また、第8条の規定により、市長が必要と認める場合は、概算払又は前金払により事業完了前に補助金の請求を受け、交付することが可能となっている。</p> <p>しかし、令和3年5月20日に支出されたPTA活動運営費補助については、市長が必要と認める理由が不明瞭なまま、事業完了前に前金払で交付されおり、これ以外の第2条別表に規定する補助対象事業についても同様に交付されていた。</p> <p>概算払及び前金払は、地方自治法施行令第162条及び第163条の規定による例外的な支出方法であり、債務について履行期到来前に支出することを認めるものであるが、本来、支出しようとするときは、支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び債務が確定していることを確認し、支出の公正な執行を確保しなければならない。</p> <p>このことから、今回の支出においては、市長が必要と認める理由が不明瞭であるため、前金払の要件を具備しているとは言えず、規定に反する不適切なものであると判断する。</p> <p>今後は、支出の要件を具備していることを確認し、概算払及び前金払の相違点にも留意し適正な事務に努められたい。</p>	<p>PTA活動運営費補助については、PTA会費という独自収入があるものの、市補助金を含めて支出作成がされている。</p> <p>PTA活動内容は多岐にわたって行われており、その内容は補助申請によって確認している。</p> <p>前金払によりPTA活動の円滑な運営に寄与することは、市長が必要と認める理由に相当すると考える。</p> <p>学校活動総合事業補助金については、学校が独自財源を持たない状況において一定のルールに基づく定額補助を前払いし、学校の裁量において補助の目的に沿った運用をするものであり、これについても市長が必要と認める理由に相当すると考える。</p> <p>よって今後は市長決裁を仰ぐものとした。</p>
<p>【教育部 学校給食センター】</p> <p>◇決裁文書が未作成だったもの</p> <p>ワンタッチスライサー用刃の備品購入において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の随意契約により91,300円で購入しているが、購入までの手続の中で必要としている見積徴取伺及び発注伺が起案されていなかった。</p> <p>本来、今回の様に愛西市契約規則第27条第1項第2号及び第31条第2項に規定する、1者からの見積書による契約をする場合であっても、運用ルール上では見積徴取伺を要しており、また、発注伺については、愛西市決裁規程別表第1により財政課長の決裁を受ける必要がある。</p> <p>5万円を超え10万円以下の備品購入の場合、小額のため契約に係る事務の一部を省略できる場合はあるが、本来必要である事務まで省略してしまわぬよう留意しなければならない。</p> <p>規程及び運用ルールを確認し、今後は適正な契約事務に努められたい。</p>	<p>指摘のあった5万円を超え10万円以下となる物品購入にかかる手続きについて、愛西市契約事務フローに定める手順の再確認を行い、令和4年度分（令和4年4月1日以降）より見積書の徴取伺の作成、見積執行調査に財政課長の決裁をいただき、書類作成を行うこととした。</p> <p>また、今後の支出行為全般において最新の愛西市契約事務フローに定める手順に則り、複数人でチェックし、必要な手続きを行うこととした。</p>

【教育部 生涯学習課】

◇補助金の交付事務が適切でないもの

尾張津島天王祭「市江車行事」保存会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）により補助金を交付する場合、第8条の規定により、交付決定通知に基づき補助事業者から請求を受け交付することになっているが、この要綱は、愛西市補助金等交付規則（以下「規則」という。）で定めるもののほか必要事項を定めたものであるため、これを念頭に補助金の交付事務を行う必要がある。

規則では、事業完了後に補助事業者から実績報告を受け、適合するか確認したうえで交付額を確定し交付することになっている。

また、交付額確定前の概算払又は前金払による交付は、市長が特に必要であると認めるときに可能としている。

概算払及び前金払は、地方自治法施行令第162条及び第163条の規定による例外的な支出方法であり、債務について履行期到来前に支出することを認めるものであるが、本来、支出しようとするときは、支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び債務が確定していることを確認し、支出の公正な執行を確保しなければならない。

このため、要綱第8条の規定は、請求を受ければ安易に交付できるものと判断すべきではないと思われるが、令和3年6月10日に支出された市江車保存会の補助金については、市長が特に必要と認める理由が不明瞭なまま、事業完了前に前金払で交付されていた。

今回の支出においては、市長が特に必要と認める理由が不明瞭であること及び金額未確定なものであったため、前金払の要件を具備しているとは言えず、規定に反する不適切なものであると判断する。

なお、令和3年6月25日に支出された愛西市婦人会補助金においても同様であるため、今一度、補助金の交付手続きを確認し、支出の要件及び概算払及び前金払の相違点にも留意し適正な事務に努められたい。

令和4年度の補助金交付申請提出された団体には、申請時に概算払が必要な場合は、概算払理由書にて説明が必要と伝えた。

市江車保存会補助金

令和4年5月12日の補助金交付申請書提出時に概算払希望の際は、理由書の提出を求めた。

その後、令和4年5月23日の交付決定の後、令和4年5月24日に尾張津島天王祭「市江車行事」保存会より概算払理由書の提出を受けた。

「祭の実施遂行にあたり自己資金だけではまかなえない」という理由のため、決裁にて概算払が妥当とした後、令和4年6月10日支払いにて補助金の概算払を行った。

今後も、概算払を希望する場合は、概算払の理由書の提出をお願いした。

婦人会補助金

令和4年度の補助金については、市江車保存会補助金と同様に交付申請時に概算払の説明を行い、理由書の提出を受けて補助金の概算払を行った。

【教育部 スポーツ課】

◇補助金の交付事務が適切でないもの

愛西市スポーツ協会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）により補助金を交付する場合、第7条の規定により、交付決定通知に基づき補助事業者から請求を受け交付することになっているが、この要綱は、愛西市補助金等交付規則（以下「規則」という。）で定めるもののほか必要事項を定めたものであるため、この規則を念頭に補助金の交付事務を行う必要がある。

規則では、事業完了後に補助事業者から実績報告を受け、適合するか確認したうえで交付額を確定し交付することになっている。

また、交付額確定前の概算払又は前金払による交付は、市長が特に必要であると認めるときに可能としている。

概算払及び前金払は、地方自治法施行令第162条及び第163条の規定による例外的な支出方法であり、債務について履行期到来前に支出することを認めるものであるが、本来、支出しようとするときは、支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び債務が確定していることを確認し、支出の公正な執行を確保しなければならない。

このため、要綱第7条の規定は、請求を受ければ安易に交付できるものと判断すべきではないと思われるが、令和3年6月25日に支出された補助金については、市長が特に必要と認める理由が不明瞭なまま、事業完了前に前金払で交付されていた。

今回の支出においては、理由が不明瞭であること及び金額未確定なものであったため、前金払の要件を具備しているとは言えず、規定に反する不適切なものであると判断する。

なお、令和3年6月25日に支出された愛西市総合型地域スポーツクラブ補助金においても同様であるため、今一度、補助金の交付手続きを確認し、支出の要件及び概算払及び前金払の相違点にも留意し適正な事務に努められたい。

スポーツ協会補助金及び総合型地域スポーツクラブ補助金について、事業完了後に補助事業者から実績報告を受け、適合するか確認したうえで交付額を確定しました。

また、令和4年度の補助金交付において、概算払の理由を明記し市長決裁を受け、支出をする予定です。事業完了後には、補助事業者から実績報告を受け、適合するか確認したうえで交付額を確定する予定です。

再発防止策として、補助金交付手順について、グループ内で周知徹底を図った。